

諸報告資料

(平成25年門真市教育委員会第3回定例会)

門真市教育委員会

大学連携の締結について

平成25年3月6日 大阪大谷大学と門真市教育委員会連携協力に関する協定を締結



笑顔で握手を交わす大阪大谷大学笠井学長と三宅教育長

大学連携のメリット

- 教育委員会側・・・学生の持つ知識や若い行動力の活用
大学の専門知識の活用
- 大学側・・・・・・・・学生の社会経験の場の充実
大学の社会的評価の向上など

連携大学

- 関西外国語大学（平成20年7月7日 教育委員会と連携協力に関する協定締結）
- 学校法人大阪国際学園（平成24年9月3日 市と包括連携協定締結）
- 学校法人常翔学園摂南大学（平成25年2月19日 市と包括連携協定締結）
- 大阪大谷大学（平成25年3月6日 教育委員会と連携協力に関する協定締結）

門真市教育委員会と大阪大谷大学との連携協力に関する協定書

門真市教育委員会（以下「甲」という。）と大阪大谷大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互に連携協力し、新たな学びの場を創造することにより、教育上の諸課題等への適切な対応力の育成や、甲乙の教育・研究等の充実及び発展に資することを目的とする。

（実施機関）

第2条 前条に規定する連携は、甲と乙との間で実施する。

（内容）

第3条 甲と乙が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の資質向上のための研修を充実・推進すること
- (2) 学生等による学校園教育活動への支援を推進すること
- (3) 学生等による教育実習に関すること
- (4) 教育現場のニーズに応える教員の養成を推進すること
- (5) 教育上の諸課題に対応した調査・研究を推進すること
- (6) その他、双方が必要と認める事項

（実施方法）

第4条 甲と乙が連携協力するにあたっては、学生等の受け入れ、教職員の派遣及び施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を供するものとする。

（経費負担）

第5条 甲と乙が連携協力して行う事業の実施に要する経費の負担については、各々の事業ごとに双方が協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了日の30日前までに、甲と乙のいずれからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（補足）

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲と乙が協議して別途定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲と乙が各1通を保有する。

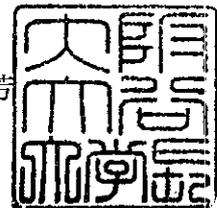
平成 25 年 3 月 6 日

甲 門真市中町1番30号
門真市教育委員会



教育長 三宅 奎 介

乙 富田林市錦織北3丁目11番1号
大阪大谷大学



学長 笠井 高 芳

第2回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト

- 開催日 平成25年2月24日（日）午後1時から
- 会場 門真市民文化会館ルミエールホール小ホール 来場者数 220人
- 応募者数 367人

学校名	はすはな中	第二中	第三中	第四中	第五中	第七中	大阪教育大 付属平野	四條畷学園 ・高槻中	合計
人数	116	4	136	2	1	105	1	2	367

【一次審査（書類）通過者】30名 【二次審査（面接）通過者】18名（うち1名辞退）

- 受賞者 最優秀賞1名・優秀賞8名・奨励賞8名 計17名

最優秀賞		
第三中学校 2年	岩永 真弥	Protect the universe. 宇宙を守る
優秀賞		
門真はすはな中学校 2年	中口 直子	The Importance of Life 命の大切さ
第二中学校 2年	佐々木 洋輔	The happy time we spent together. 一緒に過ごした楽しい時間
第四中学校 1年	高杉 美優	What ballet has taught me. バレエが私に教えてくれたこと
第五中学校 1年	乾 優里	Working together saving energy エネルギー節約のためにみんなでできること
第七中学校 1年	西村 怜子	The shuttle game シャトルゲーム
第七中学校 1年	石村 花穂	Things that we take for granted あたりまえの大切さ
第七中学校 1年	野本 明日香	My friends 私の友達
第七中学校 2年	中村 彩香	I want to say "Thank you" to my grandparents. おじいちゃんとおばあちゃんに「ありがとう」と伝えたい
奨励賞		
第二中学校 1年	小寺 菜々子	My family is only one 私にとってたった1つの家族
第二中学校 1年	濱本 紗也	Bonds between my grandfather and people in Tohoku 私の祖父と東北の人々との絆
第三中学校 1年	橋詰 絢	Small patience 少しの我慢
第三中学校 1年	山本 美優	My Dream 私の夢
第七中学校 1年	草刈 翔太	The basics are important 基礎は大事
第七中学校 2年	岡崎 玲奈	Bullying isn't good! いじめは良くない
第七中学校 2年	北田 彰孝	My important friends 私の大切な友達
四條畷学園中学校 2年	寺西 涼生	My Grandmother's Lesson 祖母の教え

- 最優秀賞、優秀賞9名は海外派遣研修候補生として、5月から事前研修に臨みます。

門真市心臓検診委員会設置要綱

門真市心臓検診委員会要綱（平成15年4月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 門真市立小・中学校に在籍する児童及び生徒を対象とする心臓検診の結果を審査し、心臓病を持つ児童及び生徒の把握、早期発見及び事後における管理、指導等の充実を図るため、門真市心臓検診委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 心臓検診における二次検診の結果について審査すること。
- (2) 「学校生活管理指導表」等医療機関受診結果について審査及び管理すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、門真市教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 門真市医師会を代表する者
- (2) 門真市立学校の学校医を代表する者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、年3回開催するものとする。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条の規定により委員会に出席した関係者は、委員会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育総務課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。